

# 障害福祉サービスの利用のしかた ～支給申請からサービスの利用までの流れ～

支給申請

- ① 障害福祉課の窓口でサービスの申請と聴き取り調査の予約をします。

サービス等利用計画案の作成を依頼

- ② 相談支援事業所にサービス等利用計画案の作成を依頼します。  
(提出依頼書を送付しますので、相談支援事業所に連絡してください)

徳島市による調査

- ③ 心身の状況等について、聴き取り調査をします。  
(介護給付費は④へ、訓練等給付費は⑤へ)

障害支援区分認定

- ④ 審査会で障害支援区分が認定されます。区分1～6まであり、区分により受けられるサービス内容や量が決まります。

サービス等利用計画案等の提出

- ⑤ 相談支援事業所に作成してもらったサービス等利用計画案とともに、作成依頼をした事業所名を記入した届出書を障害福祉課に提出します。

支給決定

- ⑥ サービス等利用計画案を踏まえ、サービスの支給決定を行い、受給者証を交付します。

サービスの利用・モニタリング

- ⑦ サービスを利用します。  
モニタリング期間ごとに、計画を作成した相談支援事業所がサービスの利用状況等を検証し、必要に応じ計画の見直しを行います。